

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 告示

○参議院埼玉県選出議員選挙における選挙会の日時及び場所

(選管委)

○参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所

(選管委)

○参議院埼玉県選出議員選挙にお

ける選挙会の参観人員の制限

(選管委)

○参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の参観人員の制限

(選管委)

○参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人のくじの日時及び場所

## 告示

### 埼玉県選管告示第八十八号

平成十九年七月二十九日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成十九年七月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

一 日時 平成十九年八月一日 午後一時三十分

二 場所 埼玉県県民健康センター大会議室C

### 埼玉県選管告示第八十九号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成十九年七月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

一 日時 平成十九年八月一日 午後一時三十分

二 場所 埼玉県県民健康センター大会議室C

### 埼玉県参埼選告示第二号

平成十九年七月二十九日執行の参議院埼玉県選出議員選挙における選挙会の参観人員を十人に制限する。

平成十九年七月二十四日

参議院埼玉県選出議員選挙選挙長 高 篠 包

### 埼玉県参比選告示第一号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における埼玉県選挙分会の参観人員を十人に制限する。

平成十九年七月二十四日

参議院比例代表選出議員選挙埼玉県選挙分会長 寺 内 弘 子

### 埼玉県参比選告示第二号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における埼玉県選挙分会の選挙立会人となるべき者につき、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条の規定により行うべきくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成十九年七月二十四日

参議院比例代表選出議員選挙埼玉県選挙分会長 寺 内 弘 子

一 日時 平成十九年七月二十七日 午前十時三十分

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
埼玉県 埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)